

官報

平成十四年十一月十三日

○第百五十五回 参議院會議錄第五号

平成十四年十一月十三日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第五号

平成十四年十一月十三日

午前十時開議

第一 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出)

○本日の會議に付した案件

一、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

平成十四年十一月十三日 参議院會議錄第五号

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。坂口厚生労働大臣。

○國務大臣(坂口力君) 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

(國務大臣坂口力君登壇、拍手)

近年における離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況が変化化する中で、母子家庭等の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっております。

今回の改正は、こうした状況を踏まえ、母子家庭等に対する子育て支援の充実、就労支援の強化、扶養義務の履行の確保、児童扶養手当制度の見直し等の措置を講ずることにより、総合的な母子家庭等対策を推進するものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、母子家庭、父子家庭に対する子育て支援の充実であります。

市町村は、保育所への入所に関し、母子家庭等に対する特別の配慮をしなければならないこととしております。

また、保護者の疾病等の場合に児童の保護を行う子育て短期支援事業を法律に位置付けるとともに、母子家庭等に対する日常生活の支援の充実を図ることとしております。

第二に、就労支援の強化であります。

都道府県は、母子家庭の母等の雇用の促進を図るため、母子福祉団体との連携の下に、就職に関する総合的な支援を行うことができることとし、都道府県等は、母子家庭の母又は事業主に對し、母子家庭の職業生活の安定及び技能の習得のための支援を行うことができることとしております。

第三に、扶養義務の履行の確保であります。

母子家庭等の児童の親は、児童が心身ともに健康に育成されるよう、養育に必要な費用の負担等児童に対する扶養義務を履行するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、その履行を確保するための措置を講ずるよう努めることとしております。

第四に、母子寡婦福祉貸付制度及び児童扶養手当制度の見直しであります。

母子寡婦福祉貸付金の貸付け対象として、母子家庭の児童本人及び母子家庭の自立の促進を図るための事業を行う母子福祉団体を追加するとともに、特定の貸付金の貸付けを受けた者について、所得の状況等によりその一部の償還を免除できることとしております。

また、児童扶養手当の支給開始から五年間を経過した場合には、三歳未満の児童を監護する者、障害者等に適切な配慮をしつつ、手当額の一部を支給しないこととするともに、手当の支給資格の認定の請求期限を五年間とする規定を廃止することとしております。

第五に、国及び地方公共団体における総合的な施策の推進であります。

厚生労働大臣は、母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針を定めることとし、都道府県等は、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定することができることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成十五年四月一日としております。

以上が、母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

よろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。谷博之君。

(谷博之君登壇、拍手)

○谷博之君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま提出されました母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案につきまして、坂口厚生労働大臣並びに関係大臣に質問をいたします。

今般の厳しい経済情勢にあつて、一人親家庭や寡婦、そして障害者、難病や慢性疾患に苦しむ人たちの雇用と生活は大変厳しい状況にあります。

私の地元である栃木県宇都宮市で、一昨年の二月八日、生活に困窮した母子家庭で二歳の女の子が飢えて凍え死んだ痛ましい事件が起きました。

が、当時二十九歳の母親は、内職で月数万円の収入しかありませんでした。また、今年の九月には、岡山県の倉敷市でも同様に母子家庭の十一歳の少女が餓死する事件がありました。

八年前に母子支援施設を出て転々とし、人生に疲れたと事情聴取に述べた母親の養育責任は問われるべきですが、しかし、その母親も衰弱するまでになっていたという事で、社会や国はその支援の責任を十分に果たしていたと言えるのでしょうか。

母子家庭の平均的な年収は、平成九年の調査で、手当と養育費を含めてもわずか百九十四万円と、一般世帯の三六%足らずでありました。ところが、生活保護基準以下の年収しかない母子家庭は約半数に達するにもかかわらず、実際に保護を受けているのは八・五%にすぎないということでありました。これは、生活保護の受給要件が厳しいということと同時に、彼女たちの多くが自らの力で生活をしていきたいという意欲を持っていることも同時に示しています。これは大変重要な事実だと私は受け止めております。

今後離婚の増加が予想されますが、自力で生活したいという意欲を持つ女性たちに就業の機会を提供し、併せて育児面でのサポートを行う、つまりは自立支援を行うことにこそ、母子家庭に対する支援の基本があるのではないかと思うのであります。当事者に自立への意欲をしっかりと持ってもらうために最も大切なことは、支援の在り方について当事者も参加して検討し、策定することだと思ひます。

そこで、まず坂口厚生労働大臣に伺います。

今回の母子及び寡婦福祉法等の改正案の基になった、本年三月七日に厚生労働省が取りまとめた母子家庭等自立支援対策大綱の策定過程において、当事者たる一人親家庭の親や子供、あるいはパートナーに先立たれた女性の十分な意見は、果たしてどの程度聴取し、反映してきたのでありましようか。そして、そのことについて坂口大臣はどのようにお考えでありましようか。私には、どうしてもそれは必ずしも十分ではなかったと思うのであります。

また、栃木県内のある市の職員からは、今般の

母子自立支援員の設置や児童扶養手当の改正について、余りにも唐突に国からの連絡が入り、内容も分からないまま来年度予算を立てざるを得なかったとのEメールが届いております。そして、このままでは県により制度の運用が違ってしまうのではないかと危惧すら感じているのであります。つまり、これも支援の直接の当事者である自治体との十分な意見交換がなされないまま今回の法改正が行われようとしている何よりもの証拠ではないでしうか。

児童扶養手当の削減について、与党三党はそれぞれの母子家庭対策の基本方針において、受給者数が増大するので児童扶養手当は合理化すべしと、まるでコピーをしたかのようにそっくり同じ内容を主張しておられます。つまり一言で言えば、財政難だから手当の額を削減するのだという話であり、そしてまた、政府の母子家庭等自立支援対策大綱は、この与党三党の方針を踏まえ出されてきているということでありますから、児童扶養手当法改正案第十三条の二は、財政的な面からの予算削減措置に何よりもほかならないのではないでしうか。

そこで、こうしたことからして支給開始五年後の削減措置は議論が不十分であり、余りにも問題点も多いことからして、直ちに撤回をし、法案から削除すべきであると考えますが、坂口厚生労働大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

一人親家庭への子育て支援の充実には、保育所の量的な整備、そして病児保育や延長保育等の多様な保育サービスの充実が何よりも不可欠です。昨年五月、小泉総理大臣は、総理就任直後の所信表明演説において、政府を挙げて子育て支援を行

うとして待機児童ゼロ作戦を打ち出しました。ところがどうでありましようか。実態は、昨年四月に二万一千人だった待機児童は、今年四月には二万五千人にも増えてきているのであります。

このように、待機児童が一向に減らない現状で母子家庭の優先入居という施策は都府県で理解を得られるはずはありません。三年後に待機児童をゼロにするという小泉内閣の公約は果たして守れる見込みはあるのでしうか。来年四月には待機児童数は更に増える可能性は大であります。また、子育て短期支援事業の実施状況が都府県で大きくばらついているのは、利用希望者が多いにもかかわらず、事業を実行していない市町村が反対に多いことの何よりもの証左ではありませんか。

事業開始後八年も経ているのに、いまだに多くの都道府県で実績ゼロというのは行政の怠慢と言わざるを得ません。この点について、坂口厚生労働大臣にお伺ひいたします。

離婚や死別によって一人親家庭になってしまうのは男女を問いません。しかし、母子家庭への支援がとりわけ求められているということは、我が国が依然として男女共同参画社会を実現できていないというあかしでもあります。そして、母子家庭を始め、事実婚、単身世帯等、どのようなライフスタイルにも中立、公平な真の男女共同参画社会の実現が強く求められています。そして、そのためには年金や税制の個人単位化や男女雇用機会均等の実現に向け、男女共同参画担当大臣がリーダーシップを発揮して、政府を挙げてこうした問題点に積極的に取り組むべきではないでしうか。

母子家庭の就労している母親のうち、四五%以上が臨時雇用やパート労働者あるいは日々雇用で占められており、今後ともパート労働者や日々雇用労働者がますます増えていく中で、社会保険や税制において常用雇用者との間で均衡な処遇となるよう、また採用時に年齢や子供の有無によって不当な差別が行われないように早急な取組も必要と考えますが、そこで、こうした点についての福田男女共同参画担当大臣の御所見を伺ひます。

平成十一年六月に男女共同参画社会基本法が施行されて以来、全国の三十八の都道府県、七十六の市区町村において男女共同参画に関する条例が制定されました。この進捗状況、そしてその内容について、福田大臣はどのような御所見をお持ちでしうか。

私は、それぞれの自治体において、地域の特性を踏まえつつも、基本的には男女共同参画社会基本法の前文にある、男女が互いにその人権を尊重し合いつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指していくという理念が何よりも柱に据えられた内容の条例が今後とも策定されていく必要があると考えておりますが、福田大臣の御意見を伺ひます。

性別にかかわりなくということであれば、母子家庭対策と同様に父子家庭対策も充実させるべきだと考えます。

父子家庭は、平成十年の数字で約十六万三千四百世帯と、九十五万世帯を超える母子家庭と比べて絶対数が少なく見落としされがちな状況にありますが、父子世帯の収入一つを見ても、一般世帯と比べて低いのもまた事実であります。その結

果、母子家庭であれ父子家庭であれ、経済的困難の程度が同じなのであれば同様に救済されるべきであり、栃木県鹿沼市では、この八月から父子家庭への児童扶養手当の支給を市の単独事業として全国に先駆けて開始したのであります。

そして、これらのことはほんの一つの事例であり、他にも母子寡婦福祉貸付金制度の適用や就労支援などが求められており、今こそ母子家庭、父子家庭の両者を含む一人親家庭への支援に関する包括的な法律を整備するなどの必要が強く求められていると思うのであります。そしてまた、相談相手がいらないとの回答が四三・二％に上っていることを考えると、父子家庭の団体設立を支援することも必要なのではないでしょうか。坂口大臣は、父子家庭対策について今後どのように施策を展開するつもりか、伺います。

現実の話として、子供の父親から養育費を受け取っている一人親の母親は全体の二割にすぎません。今回の改正案では、母子及び寡婦福祉法の第五条に、子供の父親の養育費支払の責務と、国及び地方公共団体の養育費確保のための環境整備に関する責務等を規定し、今後、養育費のガイドラインを規定していくこととありますが、家庭裁判所の調停や裁判で養育費を取り決めても履行が確保できない状況では実効性は全くないと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

子供の養育費の履行を確保するためには、民法本体に養育費の支払義務を明記する改正が必要だと考えます。また、政令を改正して、離婚届出用紙に、養育費や面接交渉の取決めにについて記入する欄を設けることも履行確保に効果的なものではないかと考えますが、森山法務大臣の御所見を

伺います。

続いて、賃貸住宅の家賃債務保証制度について伺います。

住居は自立生活の基盤であります。政府案では、全国保証株式会社による賃貸債務保証をうたっていますが、別居や離婚直後は経済的に困窮し、要件である一定の収入、つまり月額家賃の二か月分を捻出すること自体が非常に困難であります。高齢者居住法に基づく高齢者居住支援センターによる家賃債務保証という住宅支援策を母子家庭にも準用すべきであると考えますが、副国土交通大臣の御所見を伺います。

金子勝慶応大学経済学部教授はその近著で、長期停滞の時代には何よりも人々の信用と信頼回復を取り戻すための政策が最優先すべきと述べております。消費デフレから脱却するためにも、一人一人が安心して暮らせる生活のセーフティネットを整える施策が求められているのであります。このような観点から、私は、今回の改正案が自立に向けてぎりぎりの努力をしている母子家庭や寡婦の方々をいきなりがけから突き落とすようなものであってはいけなく強く危惧をいたしております。手当の削減よりも先に、まずは実効性のある就労支援と育児支援を行うべきことを強く主張いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 谷議員にお答えを申し上げます。

母子家庭等自立支援対策大綱の策定過程についてお尋ねがございました。

母子家庭等自立支援対策大綱の策定に当たりま

平成十四年十一月十三日 参議院会議録第五号

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

しては、担当者が全国各地に赴きまして、全国の母子寡婦福祉団体協議会及び各地の母子寡婦福祉団体の方々と意見交換を重ねてきたところでございます。さらに、NPO法人も含めました各種の母子家庭の団体からも何度もヒアリングを行いまして、当事者である母子家庭の方々の御意見を反映させるように努めてきたところであります。

今後とも、母子家庭施策の推進に当たりましては幅広く御意見を伺ってまいりたいと考えておりますし、先ほど御指摘になりましたように、自治体との連携も密にしていきたいと考えているところでございます。

児童扶養手当の五年後の一部支給削減につきましてのお尋ねがございました。

今回の改正案につきましては、児童扶養手当制度を離婚直後の一定期間に重点的に給付することにより、離婚等による生活の激変を一定期間で緩和するとともに、この間に集中的に就労支援策を講じますとともに、母子家庭の自立を促進する制度に改めるという観点から見直しを行っているところでございます。この見直しによりまして、将来更に増え続けることが予想されます母子家庭に対する給付制度を安定的なものにしたいと考えております。

五年後の減額につきましては、子育て・生活支援策、就労支援策、養育費の確保策、経済的支援策の進展状況及び離婚の状況などを踏まえ決定したいと考えております。また、その際には、NPO法人を含みます母子福祉団体など幅広い関係者からの御意見を十分伺いたいと考えているところでございます。この五年間に、雇用対策など、国が十分な対策を立てる、この責任を負ったという

ふうに自覚をいたしております。

いわゆる待機児童ゼロ作戦と子育て短期支援事業につきましてのお尋ねがございました。

待機児童ゼロ作戦につきましては、保育所等を活用し、待機児童を解消するために、平成十四年度から年に五万人、そして平成十六年までに十万人、合計で十五万人の受入れ児童の増大を図りまして待機児童の減少を目指す取組であります。

平成十四年四月一日の保育所利用児童数は、前年度に比しまして五万一千人の増となっているところであり、平成十四年度中に五万人の受入れ増につきましては着実に実施しているところでございます。

次に、子育て短期支援事業についてでございますが、母子家庭などが安心して子育てをしながら働くことができる環境を整えるためには、親の病気等の際にショートステイなどを行う本事業を一層普及させるとともに、利用しやすいものとする

ことが重要でございます。このため、今回の法律案におきましては、本事業の実施や財政的な支援に関する規定を児童福祉法に設けるとともに、今年度予算におきまして、一人親の低所得世帯に対します利用料免除や補助基準等の見直しなどの措置を講じたところであります。

今後、待機児童ゼロ作戦の計画年度であります平成十六年までの間に、保育需要にこたえらるるにも、子育て短期支援事業を始めとする幅広い子育て支援等の充実普及に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、父子家庭に対する支援についてのお尋ねもございました。

平成十年度の全国母子世帯等実態調査によりますと、母子家庭の平均年収が二百二十九万円であるのに対し、父子家庭は四百二十二万円と二倍近くになっており、同調査におきましても、最も困っている事項として、家計よりも家事が挙げられております。また、母子家庭は離婚等により家計が激変するケースが多いのに対し、父子家庭におきましてはこのような激変が起こることは少ないのではないかと考えております。

御指摘の父子家庭への支援につきましては、こうした父子家庭の経済状況やニーズを踏まえまして、今回の改正法案におきましても、子育て支援サービスについて父子家庭も対象とすることを明確に位置付けたところでございます。

なお、父子家庭に対しまして児童扶養手当の支給などの経済的支援や就労支援等、母子家庭を含みます一人親家庭への支援に関する包括的な法律の整備、団体設立の支援などにつきましては、制度の創設経過や母子家庭の実態、一般の低所得世帯との均衡などを考慮しながら、慎重に検討していく必要があると考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)

(国務大臣福田康夫君登壇、拍手)

○国務大臣(福田康夫君) 谷議員にお答えします。

まず、ライフスタイルに中立な制度等についてお尋ねがございました。

女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ制度、慣行の中には現在の状況に適合しないものや女性の就業の妨げや男性の選択を狭めているものなどもあることから、男女共同参画の観点から総合的に検討することが

必要であります。

このため、男女共同参画会議では、影響調査専門調査会において、特に影響の大きい税制、社会保障制度、雇用システムについて検討を行い、個人単位化や雇用形態、処遇の見直しなどについての中間報告を四月に取りまとめました。また、この報告に基づき、私から経済財政諮問会議において説明もいたしております。さらに、国民からの意見なども踏まえて議論を深め、本年十二月に社会保障制度を中心とした報告を取りまとめる予定であります。

今後とも、男女共同参画会議の検討結果を踏まえ、ライフスタイルに中立な制度の構築に関する関連施策の総合調整を積極的に進めてまいります。

次に、男女共同参画に関する条例についてのお尋ねがございました。

近年、地方公共団体において条例の制定が急速に進展していることは、地域における男女共同参画の推進のために強いことであると評価しております。今後とも、男女共同参画に関する条例が、御指摘のように、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念を踏まえるとともに、各々の地域の特性に応じ、また住民の意向等を勘案しながら制定されることを期待しております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣森山眞弓君登壇、拍手)

○国務大臣(森山眞弓君) 谷議員にお答え申し上げます。

まず、養育費の支払について民法に規定するべきではないかとのお尋ねがございました。

父母が離婚した場合の子供の養育費につきまし

ては、現行民法の下においても、父母の一方は他方に対し、第七百六十六条第一項が規定する子の監護について必要な事項として、子の養育費の支払を求めることができると解されております。したがって、子供の養育費の問題は、現行民法の規定によりましても既に制度的に手当てをされているものと認識しております。

次に、離婚届出用紙等についてのお尋ねがございました。

戸籍届書の様式は戸籍法施行規則により定められておりますが、離婚届出用紙等の戸籍届書は、親族の身分関係を登録して公証するという戸籍の機能にかんがみ、戸籍に記載すべき事項を届け出させるものでございまして、その他の事項を記載させることは戸籍届書の性格になじまないものと考えられます。

また、仮に養育費や面接交渉の取決めを戸籍届書に記載したといたしましても、それには強制執行力がなく、最終的解決には至りませんので、御指摘のような養育費や面接交渉の取決めについて記入する欄を設けることは適当ではないと考えます。

しかし、養育費の支払の確保が重要な問題であるということは法務省といたしましても十分認識をしておりますのでございまして、現在、養育費の履行確保の方策について鋭意検討を進めているところでございます。(拍手)

(国務大臣扇千景君登壇、拍手)

○国務大臣(扇千景君) 谷議員から、母子家庭の居住の安定を図るということで、家賃の債務保証についてのお尋ねがございました。

母子家庭にとりまして居住の安定ということが

大変大事なことであり、しかも重要な課題であるということには認識しておりますし、また、このために、従来より、母子家庭に対する公営住宅の優先入居制度等を設けているところでございますので、一般入居も含めまして、約九十五万の母子家庭のうち、一七％に相当する約十六万世帯が公営住宅に入居されているのが現在でございます。

また、母子家庭を対象とした家賃の債務保証につきましても、複数の民間業者による保証制度で実施されているところがございますので、その保証実績につきましても着実に増加いたしております。これらの制度によって、一層活用されるというところを、母子家庭の居住の安定が図れると考えておりますので、見ていきたいと思っております。

また、母子家庭に対する住宅の支援策につきましても、これらの公営住宅における母子家庭の入居状況、それから民間の事業者による家賃の債務保証制度の実施状況等を踏まえて、必要な施策について検討してまいりたいと考えております。

(拍手)

○議長(倉田寛之君) 井上美代君。

(井上美代君登壇、拍手)

○井上美代君 日本共産党を代表して、母子及び寡婦福祉法等の一部改正法案について質問をいたします。

今回の法案は、今年三月に出された母子家庭等自立支援対策に基づくものですが、この対策の中で、法案を待たずして八月実施となったのが児童扶養手当の見直しでした。満額支給される場合の所得制限二百四十八千円を百三十万円未満にまで

大幅に引き下げたことで、児童扶養手当受給者の約半数、三十三万九千人が減額となったのです。

大臣、母子家庭の命綱である児童扶養手当の削減を真っ先に行うことがどうして自立支援対策と言えるのですか。

今、母子家庭の母親たちから切実な訴えが連日寄せられております。

例を挙げれば、育ち盛りの男の子二人を抱え、必死で働いてきました。朝昼夜と三重労働をして月収十三万円。毎月借金をして、四か月ごとに入る児童扶養手当で何とかやってきました。それが月一万円近い減額、わずかな頼りを切るなんて、余りにもひど過ぎますと訴えておられます。

十二月の振り込まれる児童扶養手当で滞納していた光熱費を払い、子供の冬物の服を買えると思っていた、それなのに思いもしない減額に愕然としている。そういう母親たちが大勢いるんです。年収二百万円、月収にすれば十六万円程度の母子家庭で、月一万円以上も手当が減額される、これがどれほど厳しいことか、本当に胸が痛みます。

大臣、このままでは生活できなくなるといふ切実な声をあなたはどうか受け止めますか。母子家庭の母親に伝わるように御答弁を願いたいと思います。

今回の法案では、児童扶養手当の支給期間が五年を超えると、その月から支給額が最大で半額にまで減額をするとしています。所得制限が厳しく引き下げられた上に、五年後減額を突き付けられる、母親たちの不安は募るばかりでございます。厚生労働省は五年の間に自立支援をするのだと説明をしていますが、それで収入が増えれば所得制限によって児童扶養手当は減額ないし支給停止となるのです。なぜ所得制限に加えて支給五年で減額なのでしょう。

児童扶養手当法は、母子家庭の「児童の福祉の増進を図ることを目的」とし、「児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨」として支給されるのが児童扶養手当であると明記してあります。支給五年での減額はこの法の趣旨を裏切させるものではありませんか。明確な答弁を求めます。

児童扶養手当の目的、趣旨に立脚し、また、母親たちの強い要求で、支給要件は、子供の義務教育終了時から十八歳未満に延ばされ、更に十八歳の年度末まで改善されてきました。家計支出は子供の成長に伴って増えていくものです。文部科学省の調査では、公立小学校の学校教育費で年平均六万二千円、公立中学校では十三万八千円、公立高校では三十三万円にもなります。

ある母は訴えています。子供が高校生のときが一番苦しかった、児童扶養手当があったから生活できた、これから母子家庭はどうなっていくのかと、このように訴えておられます。十八歳の年度末まで所得に応じて手当を支給することは、母子家庭の子供の教育を受ける権利を保障するためにも、最低限必要ではありませんか。

次に、就労支援策について質問をいたします。母子家庭にとって就労支援など自立支援が必要なこととは言ってもありません。今でも母子家庭の母親の九割が働いているんですが、その半数は低賃金のパート労働です。母親たちは常勤で安定した働き方、子育てと両立できる働き方を強く求めています。果たして、この就労支援策が切実な願いにこたえているでしょうか。来年度予算要求

の就労支援策では、一万人程度の母親を対象としているにすぎません。余りにも貧困ではありませんか。

常用雇用転換奨励金、これは、新たに母子家庭の母親をパートとして雇用し、試用期間を経て常用雇用に転換した事業主に三十万円の奨励金を支給するというものですが、その対象はわずか一千人です、一千人。児童扶養手当受給者約七十万二人に対してたったの一千人です。この程度の対策で、母子家庭の母だけが常勤雇用へ移行する見込みがどこにあるのでしょうか。

衆議院の委員会審議で、坂口厚生労働大臣、あなたは、どれだけの就労が見込めるかはやってみないと分からないと、このように答弁をされました。これは、母親たちに対して余りにも無責任ではありませんか。わずかな就労支援で、どこに生活保障の根拠があるのですか、御答弁を願いたいと思います。

最後に、養育費について質問をいたします。父親、母親双方が子供の扶養義務を負い、扶養に必要な費用をともに負担することは当然のことです。しかし、現状では、養育費を取り決めた離婚母子の三五％、実際に養育費を受け取っているのはたったの二〇％にすぎません。母親が養育費を受け取る上で様々な困難があることが分かります。

ところが、この法案では、母子家庭等の児童の親は、扶養義務の履行を確保するように努めなければならないと、このように書いています。直接の努力を母親に課している。国は広報その他の措置に努めるとするだけです。様々な事情を経て離婚した母親が未払養育費を前の夫に直接請求

する、それがどれほどの精神的苦痛を与えるのか全く考慮していません。

欧米などでは、養育費が未払となった場合には、公的機関が立て替えて、父親への請求を代行するシステムが確立されているのです。

養育費確保について、国は周知に努めるだけで十分と本気で考えているのですか。第三者機関による養育費の立替払、請求の代行等の制度を検討するつもりがあるのかどうか、お聞かせ願います。

母子家庭の自立のためには、女性の労働条件の改善、安価な住宅の提供など、抜本的な条件整備が必要です。女性の平均賃金が男性の二分の一という現況は、この四半世紀変わってはいませんが、パート労働の均等待遇さえ実現していません。こうした根本的な条件も整備せずに、自立の名の下に母子家庭の母親に自己責任と負担を強要することは、母子家庭の生活保障への責任を放棄するに等しいものです。

日本共産党は、今日の不況の下で、命綱である児童扶養手当は拡充こそ必要と考えております。既に強行されている全部支給の所得制限の大幅切り下げを含め、手当削減を撤回することを強く求め、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 井上議員にお答えを申し上げます。

母子家庭対策につきましては、昨年度から子育て支援、就労支援等の総合的な支援策の在り方について検討を行い、本年三月に母子家庭等自立支援対策大綱を取りまとめたところでございます。この大綱に沿いまして、平成十四年度におきま

しては、乳幼児の世話などのための介護人派遣事業や就業支援のための講習会事業の拡充を図りま
すとともに、本年八月には、政令レベルの対策と
して、まず必要度の高い世帯への児童扶養手当の
支給の重点化を図り、就労による収入や手当額の
合計額の総収入が増加し、自立支援につながるよ
う、所得制限の見直しを行ったところでございま
す。

さらに、今般、大綱に沿いまして、子育て・生
活支援、就労支援、経済的支援を本格的に推進す
るため、母子及び寡婦福祉法等の改正法案を御提
案申し上げているところでございます。

児童扶養手当制度の見直しに対する母子家庭の
声についてのお尋ねがございました。

母子家庭の生活の安定を図る上で、児童扶養手
当は一定の役割を果たしているものと認識をいた
しております。今回の改正は、離婚の急増等、母
子家庭をめぐる状況の変化に対応し、その自立を
促進するため、子育て支援策、就労支援策、養育
費の確保等、経済的支援策などについて総合的に
展開しようとするものでございます。児童扶養手
当制度の見直しもこの一環として行うものであ
り、児童の福祉や自立が困難な者にも配慮しつ
つ、母子家庭の自立が一層促進されるよう、ま
た、この制度が、母子家庭が急増する中ですべて
の人が安定した生活ができるようにするものであ
りますことを御理解をいただきたいと思います。
児童扶養手当を受給開始後五年で減額する改正
についてのお尋ねがございました。

今回の改正は、離婚などによる生活の激変を一
定期間で緩和し、自立を促進する制度に改めると
ともに、将来更に増え続けることが予想される母

子家庭に対する給付制度を安定的なものとするた
め改正を行うものであり、児童扶養手当が児童の
心身の健全な成長に寄与することを趣旨として
支給するものである点を変更するものではないと
ころであります。

具体的には、手当の平均受給期間を考慮した五
年を超える場合には、それ以後、児童が十八歳に
達するまで手当の一部について支給することとし
ておりますが、一部支給停止に当たりましては、
三歳未満の児童を監護している場合や障害、疾病
を有する場合など、自立が困難な母子家庭に十分
配慮することとしております。

また、五年後の一部支給停止に係る具体的な減
額率を定める政令は、法施行後における子育て・
生活支援策、就労支援策、養育費確保策、経済的
支援策の進展状況及び離婚の状況などを十分踏ま
えて制定したいと考えており、その際には、母子
福祉団体など幅広い関係者の意見を十分にお伺い
することといたしております。

児童扶養手当の支給期間についてのお尋ねがご
ざいました。

児童扶養手当につきましては、離婚直後の生活
の激変を緩和し、自立を促進する制度として見直
すこととしております。このため、支給開始から
五年間は手当を全額支給するとともに、この間に
就労支援策を重点的に講じ、自立に向けた支援を
行うこととしております。

また、児童が高校生の時期の経済的負担は教育
費負担によるものと考えられますが、これに対応
するため、母子福祉貸付金における無利子の修学
資金貸付け、就学支度金貸付けなどにつきまし

て、児童本人も借受人とすることができるよう
しますとともに、これに伴いまして、第三者の保
証人を立てなくても借り受けることができるよう
にするなど、制度の充実を行うことといたしてお
ります。

母子家庭の母等の就労支援策についてのお尋ね
がございました。

今回の改正案につきましては、就労支援策とし
て、都道府県における一貫した就業支援サービス
等を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業
の創設、就業能力開発のための自立支援教育訓練
給付金制度の創設、介護福祉士など就職に有利な
資格取得を行う場合の経済的支援、パート等の母
子家庭の母を常用雇用へ転換する事業主を助成す
る常用雇用転換奨励金の創設等によりまして、母
子家庭の母の職業能力の向上を図りまするとも
に、的確な就業相談、求人情報の提供などにより
まして、母子家庭の母が現在よりも高い収入を得
られ、安定した職に就くことができるように積極
的な支援をしていくことといたしております。

また、児童扶養手当やこうした就労支援のほか
に、母子家庭に対する経済的な支援として、母子
寡婦福祉貸付金制度については、生活資金の貸付
けなどの仕組みを設けております。

なお、児童扶養手当制度の一部支給停止につ
きましては、三歳未満の児童を監護している場合や
障害、疾病を有する場合など、自立が困難な母子
家庭に十分配慮しつつ、法施行後、五年間に集中
的に実施する就労支援策等の進展状況を踏まえ
ながら、具体的な対応を考えていきたいと考えて
おります。

養育費の確保等についてお尋ねがありました。
厚生労働省といたしましては、養育費支払につ
いての社会的機運を図るため、積極的な広報・啓
発活動を実施するとともに、適切な取決めに促進
するための養育費ガイドラインを作成することな
どによりまして、養育費確保のための具体的な施
策の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、養育費について、欧米諸国では、行政機
関等が強制的に徴収する仕組みを導入しておりま
すが、このような国では裁判によってのみ離婚す
ることができ、子供がいる場合にはこの裁判手続
において養育費の取決めが行われるのが一般的で
あります。

我が国におきましては、これらの国と異なり、
当事者間の合意により協議離婚が離婚全体の約九
割を占めております。また、離婚に際しまして養
育費の取決めを行っている母子家庭は全体の約三
五%にすぎないという状況にあります。このよう
な状況の違いを考慮して、これらの諸国と同様に
第三者機関等を強制的に養育費を徴収する制度を
直ちに導入することは困難であると考えておりま
す。

なお、今回の改正案の附則におきましては、法
施行後の状況を勘案し、養育義務の履行を確実な
ものにするための施策の在り方について、一層検
討をし、早期に決着を付けたいと考えていること
でございます。

以上、御答弁を申し上げます。(拍手)
○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたし
ました。

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案及び学校教育法の一部を改正する法律案について、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。森山法務大臣。

(國務大臣森山眞弓君登壇、拍手)

○國務大臣(森山眞弓君) まず、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展等の内外の社会経済情勢の変化に伴い、法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数の優れた法曹が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、法曹養成の基本理念並びに法曹養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図ることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、法曹の養成は、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、法科大学院において、入学者の適性の適確な

評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了認定を行うこととするともに、法科大学院における教育との有機的連携の下に、司法試験において、裁判官、検察官又は弁護士となる者とする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定を行うこととし、司法修習生の修習において、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させることを基本として行われるものとしております。

第二に、法曹の養成に関する国の責務について所要の規定を置くとともに、国又は政府が必要施策等を講じなければならないものとしております。

第三に、法科大学院の教育の充実に関する大学の責務及び法科大学院の教育研究活動の状況についての適格認定について所要の規定を置いております。

第四に、法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならないものとし、両大臣の関係について所要の規定を置いております。

次に、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国においては、内外の社会経済情勢の変化

に伴い、司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数の優れた法曹が求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図るため、司法試験について、法科大学院の課程を修了した者等にその受験資格を認めることとし、試験の方法、試験科目等を改めるほか、試験の実施等を所掌する機関として法曹及び学識経験者により構成される司法試験委員会を設置する等の措置を講ずるとともに、司法修習生の修習について、その期間を少なくとも一年とすることを目的とするものであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、司法試験は、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に、短答式及び論文式による筆記試験により行うものとし、試験科目等について所要の規定を置いております。

第二に、司法試験の受験資格について、法科大学院課程を修了した者及び司法試験予備試験合格者が司法試験を受けることができるものとした上で、受験期間、受験回数等について所要の規定を置いております。

第三に、司法試験予備試験について、法科大学院課程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的として行うものとし、試験科目等について所要の規定を置いております。

第四に、法務省に、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者をもって組織される司法試験委員会を置き、司法試験及び司法試験予備試験を実施するほか、法務大臣の諮問に依り、司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項の調査審議などを行うものとするともに、司法試験委員会に、司法試験及び司法試験予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員を置くものとし、所掌事務等について所要の規定を置いております。

第五に、司法修習生の修習期間を少なくとも一年に短縮するものとしております。

以上が、この両法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 遠山文部科学大臣。

(國務大臣遠山敦子君登壇、拍手)

○國務大臣(遠山敦子君) 学校教育法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

大学の特性を尊重するとともに、規制改革の流れを踏まえ、各大学の教育研究水準の向上とそのための主体的な取組の促進を図るため、大学の設置認可制度を弾力化し、あわせて、第三者評価制度の導入及び違法状態の大学に対する是正措置の整備を行う必要があります。

また、大学院において、社会的、国際的に活躍できる高度専門職業人の養成を促進するため、法科大学院などの専門職大学院制度を整備する必要があります。

官 報 (号 外)

この法律案は、このような観点から、第一に、文部科学大臣の認可が必要とされている大学の学部の設置等について、大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないなどの場合には認可を要せず、届出で足りることとするものであります。

第二に、各大学が、その教育研究水準の向上を図るため、教育研究等の状況について定期的に評価機関による評価を受けることとし、あわせて、これらの評価を行う評価機関に対する文部科学大臣の認証等に関する規定を整備するものであります。

第三に、違法状態の大学に対する文部科学大臣の措置として、改善勧告等の段階的な是正措置を整備するものであります。

第四に、大学院の目的として、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを明らかにするとともに、大学院のうち、これを目的とするものを専門職大学院とし、その修了者には新たな学位を授与することとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。鈴木寛君。

(鈴木寛君登壇、拍手)

○鈴木寛君 民主党の鈴木寛でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表して、学校教育法の一部を改正する法律案、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案について質問いたします。

昨今の日本においては、国民の皆様方の生命と財産と尊厳が日々脅かされております。金融政策の誤りにより、多くの中小企業の皆さんが不当にも事業と無関係な個人の生活財産まで取り立てられております。それが引き金となって自ら命を落とす方々も少なくありません。社会政策の遅れにより、犯罪が急増し、多くの市民がいわれなき犯罪に巻き込まれております。外交・治安政策の欠如により、数十名もの方々が突然拉致されたまま、二十年以上もの時間が経過してしまいました。

このように、ありとあらゆる分野で問題が統廃し、そして山積している原因は何か。それは、日本社会から真理が隠れいされ、正義と自由が失われてしまった、そのことが最大の理由だと考えます。

正義と自由の実現、その最後のとりでが司法でありますから、日本の再生は司法改革抜きに語ることはできません。

政治改革、行政改革、そのいずれもが司法改革と表裏一体の関係にあります。政治家癒着構造が

是正されないのも司法によるチェックが不十分な結果でもありますし、行政改革も事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換を図ることによって初めて成就いたします。

例えば、違法状態の一票の格差について、立法府の不作為を司法がもっと早くから毅然としてその是正を迫り続けていたならば、一票の重さの平等が実現されていたはずであります。そうすれば、民意が正確に反映される公正な選挙制度が確立し、国民の皆様方からお預かりをしている税金を、不要な公共事業にではなく、人づくり、知恵づくりなど、次世代のために使うことを是とする議員が過半数を占め、我が国のような、今日のような低迷に陥ることはなかったのであります。

また、もしも裁判がもっと短期間に、そして余りコストを要せずに行われ、個々の権利回復が速やかに実現されたならば、人々は裁判制度にもっと厚い信頼を寄せたはずでありますから、事前規制、事前調整を口実に、行政が規制を乱造したり、民間活動へ過剰に介入したり、そうしたことが肥大することはありませんでした。それに伴い、口利き政治も減ったはずであります。

こうした司法の機能不全によって、日本社会はいまだにひずんだままの状態にあります。私は、司法改革とは、我が国に正義と自由を再び取り戻し、そして真つ当で納得のいく日本社会を再生していくための創造的挑戦であると認識しておりますが、まず、司法改革の意義について、法務大臣

の御所見を伺いたいと思います。

さて、今国会では、司法の人的基盤整備の在り方について活発な議論が始まっています。正に、司法は人なりであります。法曹の質と量を充実させていくことが司法改革の核心であります。現在の司法試験が正義と自由を担う法曹を選考するという観点からかなり破綻しつつあることは衆目が一致するところであります。

その最大の原因は、合格率二・九％、合格者平均年齢二十七・四歳、平均受験期間五・二年間という司法試験の超難関ぶりにあります。

私自身も最近まで大学で教鞭を執っておりまして、今の大学ではダブルスクールという言葉が当たり前のように使われております。つまり、法曹を目指す学生は、大学に入学するや否や司法試験予備校にも入学いたします。大学にはほとんど登校せず、日夜、予備校に通い続けるのであります。平均合格年齢が二十七・四歳でありますから、約十年間にもわたり、一発試験の合格するための受験テクニックの習得に励むということになってしまいます。そうした学生の多くは、キャンパスライフを謳歌することも、学問的な思索にふけることも、幅広い教養を身に付けることも、そして社会の不正義をかいま見ることも、人々との交流を通じて人格を陶冶することも、結局、後回しになってしまいます。まして、自由と正義について恩師や学友たちと論じ合う余裕などほとんどありません。これが現在の法曹予備軍の残念な実

態であります。

受験生の名譽のために申し上げておきますが、彼ら、彼女らは、元来、法曹への強い志と問題意識を持った若者であります。しかし、その夢を早く実現したいと思えば、ひずんだ司法試験制度の下で偏った学生生活を送らざるを得ない。受験生に全くの非はありません。すべてはゆがんだ司法試験を実施してきた政治の責任であります。

法務大臣に質問いたします。このような実態が今回の法曹養成制度の改革によって具体的にどのように改善されるのか、お答えをいただきたいと思ひます。

法科大学院中心のプロセス重視の教育に踏み出すことは、私もその成果を期待いたします。しかし、少人数クラスによる充実した教育はそれ相当のコストも掛かります。そのコストをだれがどのように負担していくかについては十分な検討と具体的な手当てが必要であります。法曹養成に掛かる社会コストの負担の在り方は、司法制度の根幹にかかわる問題でありますから、その基本的考え方について、まず法務大臣の御所見を伺います。

私立大学系のロースクールの場合、その授業料は年間二百万円とも三百万円になるとも言われておりますが、経済的理由によって多くの方々が法曹への道を断念せざるを得なくなるとすれば、これは誠にゆゆしき問題であります。私は、以前より、高等教育全般における希望者全員奨学金制度の実現を主張してまいりましたが、特に、法科大

学院で学ぶ学生については、希望者全員への奨学金の交付、そして一人当たり奨学金枠の大幅増額、さらに、給付型奨学金の導入、教育ローンに対する政府保証の実施、以上の四点について、早急な検討と実施を政府に強く求めますが、文部科学大臣の御決意と、財務大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

次に、ロースクールの独立性について質問いたします。

法曹養成の中核となる法科大学院の所管をめぐり大論争が起こっております。すなわち、司法の独立性を確保する観点から、法科大学院は、現在、最高裁判所に置かれていた司法研修所の附属機関とすべきであつて、文部科学省の所掌とすべきではないという有力な反論が寄せられております。

法曹教育をだれがその責任を持って行うかという議論は、明治十七年、それまで司法省にあった法学校を東京法学校として文部省に移管し、東京大学法学部に合併して以来、学制の大改革が行われるたびに議論となる大テーマであります。

私自身は、これからの法曹人の養成には、複雑化する現代社会についての理解と洞察、先端的かつ基礎的な法理論についての探求と習熟、経済、医療、科学技術、環境、教育など、関連の深い学識と情報編集力の習得が特に必要とされますことから、ロースクールは大学に設置することが望ましいとの立場に立っておりますが、文部科学省

の介入を危惧する声には大いに共感を覚えます。米国ではこの種の懸念を全く耳にしないのに、我が国においてなぜこのようなことが問題となるのでしょうか。それは、大学への文部科学省の関与、介入が甚だしいからであります。私は、当選以来、文部科学省に対し、法科大学院はもとより、大学全体に対する文部科学省の管理監督的姿勢を改め、大学の自治、各大学の創意工夫に基づく自主的な運営を最大限尊重する新たな大学政策の立案を提案してまいりました。

法科大学院への文部科学省の過剰介入に対する懸念を払拭するためにも、この際、大学の独立自尊を重視する大学行政に方向転換すべきだと考えますが、この点について、学校教育法改正の基本理念を文部科学大臣にお尋ねをいたします。

今回の改正案では、一定の要件を満たす学部・学科等の設置が認可制から届出制に移行することになっております。この点は半歩前進だと考えますが、文部行政の窓口をよく知る方々からは、届出制とは名ばかりで、運用の実態は認可制と結局変わらないのではないかと心配が私の耳に届いております。

さらに、改正案では、第三者評価機関の設置が予定されております。この制度が文言どおり運用されたならば各大学の創意に満ちた努力の活発化が期待されますが、これも第三者機関とは名ばかりで、文部科学省の隠れみよになるのではないかと懸念が広がっております。

こうした関係者の声を踏まえ、私は文部科学大臣に対し、法運用の実態についても実質的な改善が図られるよう窓口を強く指導監督すること、そして、大学評価機関の独立性を実質的にきちっと担保すること、それから、複数の評価機関が多様な評価を行い、社会全体として質の高い大学評価が実現されるよう努めること、以上の三点を文部省に強く求めますが、それぞれについての御答弁を求めます。

一方、今回の法案においては、専門職大学院の教育内容について、法務大臣の関与が法律上位置付けられております。このことは、高度専門職という限定はあれど、文部科学省以外の省庁の大学教育への関与に新たに道を開くものであり、これは昭和二十四年の新制大学制度発足以来の基本方針を変更するものであります。

例えば、今回の考え方を展開していきますと、医師の教育と医師国家試験との連携という観点から、厚生大臣が大学教育に関与するということも可能性としては考えられます。医師以外にも、弁護士、公認会計士、薬剤師など、国家が資格付与をする高度専門職はほかにもありますが、これら国が資格付与を行う高度専門職の養成に関して、関係大臣の大学教育への関与の在り方について、この際、大変重要な問題でありますから、基本的考え方を明確に整理しておくべきだと私は考えます。文部科学大臣の見解をきちっとお聞かせをいただきたいと思います。さらに、その際、各省庁

からの介入に対し、いかに大学の自治と自主性を確保していくのかということについてもきちっとお答えをいただきたいと思ひます。

日本の再生のかぎは、正義と自由と真理を真摯に探求し、勇気を持って具体化する独立自尊の人材をどれだけ育成し、そして登用していけるのか否かに懸かっています。そのためには、そうした人材養成の中心的役割を担う大学と、正義と自由の牙城である司法が、独立と自治が確保され、さらに、それぞれの自発的で創意に満ちた努力と、在野の市民社会からの強い支援と協力によって、よりたくましく進化、成長していくことが何よりも重要であります。そのための英断と行動を国会が率先して行うことを議場の皆様方と確認し合い、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣森山眞弓君登壇、拍手)

○国務大臣(森山眞弓君) 鈴木議員にお答え申し上げます。

司法制度改革の意義についてというお尋ねでございます。

鈴木議員御自身がおっしゃいましたとおり、自由かつ公正で活力にあふれる社会を築く上で、司法は不可欠の役割を担っていると思ひます。また、いわゆる事前規制型社会から事後監視型社会への転換等に伴い、これからの我が国社会において司法の果たすべき役割は一層重要なものになっていると考えられます。

そこで、今般の司法制度改革におきましては、裁判の充実、迅速化等の国民の期待にこたえる司法制度の構築、国民の要請にこたえ得る質、量ともに豊かな法曹の養成等の人的基盤の拡充並びに国民の司法参加等の国民的基盤の確立を改革の三つの柱として、その実現に向けて取り組んでいるところでございます。

これにより、努力が報われ再挑戦できる社会にふさわしい、国民にとって身近で頼りがいのある司法制度を構築するという意味で、現在、政府が総力を挙げて取り組んでいる構造改革の基盤を成すものと考えております。

司法試験と法曹養成の在り方についてお尋ねがありました。

現在の司法試験は、鈴木議員も言われましたように、その合格率が二、三％と極めて難しい試験となっていることもありまして、受験生が受験勉強にのみ力を注ぎ、豊かな人格の形成が阻害されたり、いわゆるダブルスクール化が進行したりしているといった点が指摘されております。

このような状況を踏まえ、新しい法曹養成制度においては、法科大学院を中核的な教育機関と位置付け、法科大学院において法理論教育のみならず実務的な教育をも併せて行うことなどにより、専門的な法律知識や実務の基礎的素養の修得を図ることとしております。

そして、法科大学院修了者に司法試験の受験資格を認め、その内容についても法科大学院の教育

を踏まえたものとするることによって、司法試験という点のみによる選抜から法科大学院を中核とするプロセスによる選抜に改め、こうしたプロセスを通じて、幅広い教養や豊かな人間性を涵養し、質、量ともに豊かな法曹を養成することとしております。

新たな法曹養成制度の社会コストの負担の在り方についてお尋ねがございました。

新たな法曹養成制度は、国民にとって身近で頼りがいのある司法制度を構築するため、質、量ともに豊かな法曹を養成しようとするものであり、その基盤を整備するためには一定の社会的コストが発生することは避けられないものと考えております。

そのような社会的コストについては、政府による財政措置のみならず、法曹を目指す者にも相当の負担が求められるものと考えられますが、特に、資力の十分でない者が法曹となる道を閉ざされることのないように、奨学金を始めとする各種の支援制度を充実させる必要があると考えており、関係省庁等の御理解と御協力を得るべく努力する所存でございます。(拍手)

(国務大臣遠山敦子君登壇、拍手)

○国務大臣(遠山敦子君) 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

議員からは、私に七点について御質問がありまして。

まず初めに、法科大学院で学ぶ学生への支援の

充実策についてであります。法科大学院の学生に対しても、経済的理由によって学ぶ機会が失われることのないよう、授業料負担の軽減のための支援策等が必要と認識しており、今後、我が省としても、奨学金の充実に努めるとともに、関係機関とも相談しながら各種ローンの充実など、多面的な検討が必要と考えております。

なお、日本育英会の奨学金は、限られた財源の効果的活用や、返還を通じた学生の自立心育成等の教育効果も考慮し、制度創設以来、貸与制で事業を実施してきております。

法科大学院は平成十六年四月の発足であり、来年度夏の間算要求時までには学生支援の充実策を更に検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、大学の自主性尊重の観点からの学校教育法改正の理念についてのお尋ねですが、今回の法改正は、大学の質の向上に対する社会的要請の高まりや、事前規制から事後チェックへの規制改革の流れ等を踏まえ、大学の自主性を尊重した新たな質の保証と向上のためのシステムを構築するものであります。すなわち、設置認可の弾力化により、一層の機動的、主体的な組織改編を可能にするとともに、第三者評価により、大学が自ら主体的に教育研究水準の改善を図ることを促進しようとするものでございます。

また、設置認可制度の運用に当たり、実質的な改善が図られるよう窓口を指導監督すべきとの御

指摘でありますが、今回、一定のものについて認可を要せず、届出で足りるとした趣旨に沿って取り扱うことはもちろん、具体の運用に当たっては、行政による恣意的なものとならないよう遺憾なきを期してまいります。そのため、基準や審議会による審査の手続を明確にするとともに、当然ながら担当者にも指導を徹底いたします。

さらに、第三者評価制度について、大学評価機関の独立性を実質的に担保すべきとの御指摘であります。今回の認証評価制度は、国から一定の距離を置いた認証評価機関が責任を持って主体的に評価を行うものであり、評価基準についても評価機関自らが定めることとしております。また、評価機関の認証につきましては、一定基準を満たすものであれば関係の審議会に諮って認証されるものであり、行政が恣意的に判断する余地はございません。このように、認証評価機関が独立性を持って自律的に評価を行う制度といたしております。

同じく、第三者評価制度について、複数の評価機関が多様な観点から独自評価を行い、全体として質の高い大学評価の実施をとの御指摘であります。認証評価機関の認証は、一定基準に適合していさえすれば行われるものであり、多様な機関の参入を歓迎する仕組みといたしております。複数の認証評価機関がそれぞれ特色を出しつつ、多元的な観点から評価活動を展開することにより、評価機関相互に切磋琢磨しつつ、その評価内容等

の向上が図られることを期待いたしております。

次に、国が資格付与を行う高度専門職業人の養成に関し、関係大臣の大学教育への関与の在り方について、基本的な考え方を明確に整理すべきとの御指摘についてであります。法科大学院については、大学教育と司法試験等との有機的連携により、プロセスとしての法曹養成という新たなシステムを構築するという特別の事情が存在するものであります。このため、法務大臣と文部科学大臣が相互に協力してより良い法科大学院を作ることとを目的とする仕組みを整備しようとするものでございます。

今回提出の連携法案は、司法制度という三権分立の一翼を担う法曹養成に係る大改革に当たり、万全を期すための特例措置等を定めるものであります。今後、他の職種について同様の措置を設けることは考えておりません。

最後に、大学の自治、自主性の確保についてのお尋ねであります。今回提出の連携法案において、大学における教育の特性に配慮しなければならぬ旨が定められているとおり、政府として、大学における学問の自由、大学の自治を尊重しなければならぬものと考えております。大学の自主性の尊重は、他の職業資格と大学教育との連携が必要な場合についても当然の前提であると考えているところでございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君) 奨学資金についての

お尋ねでございます。遠山大臣からほぼ概要はお答えになりましたので、重複は避けて補足だけさせていただきますと存じます。

おっしゃるように、希望される方は全員奨学資金が当たるようにしたいと、鋭意、充実に努力したいと思っております。

それから、一人当たりの奨学資金の大幅の増額ということでございますけれども、現在、月々法科大学院生に対して十三万円支給いたしておりますが、この点につきまして、必要であれば検討もいたしたいと思っております。

なお、支給についてでございますけれども、給付型と貸付型とございまして、今、鈴木さんのおっしゃるのは給付型を増やせということでございますけれども、しかし、考えてみますと、法曹に関係される方は国のエリートの方でございますから、社会的に、経済的に相当恵まれた立場にある方でございますから、その将来を思いますならば、給付型ではなくて貸付型がいいのが当然である。いわゆる原因者負担をしろという意識におきまして、給付型ではなくして貸付型をしていただくということにしたいと思つて、これを充実したいと思っております。

それから、教育ローンについての政府保証というところでございますけれども、これは政府保証をするほどのことではなく、十分に民間の金融機関は法曹の方に対する将来の大きい期待を持っておりますから、そういう政府が保証しなくても、民間金融機関が積極的に努力をしてこの分野を開拓

していくであろうと思っております。私たちも期待しております。

以上です。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(倉田寛之君) 日程第一 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長金田勝年君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(金田勝年君登壇、拍手)

○金田勝年君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百五十四回国会において衆議院から提出され、本院で継続審査となったものであります。

その内容は、社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化にかんがみ、国民の利便性の向上等に資するため、社会保険労務士法人制度を創設するとともに、社会保険労務士の業務及び社会保険労務士会等の会則に関する規定の見直し等を行うとするものであります。

平成十四年十一月十三日 参議院會議録第五号

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

委員会におきましては、提出者の衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、社会保険労務士の今後の業務の在り方、労働争議不介入規定を削除することの是非、社会保険労務士試験の現状と見直しの必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十五

賛成

二百二十五

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十五分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

大江 康弘君	森 ゆうこ君
渡辺 孝男君	山本 香苗君
高橋紀世子君	平野 達男君
遠山 清彦君	沢 たまき君
岩本 莊太君	広野ただし君
高野 博師君	加藤 修一君
佐々木知子君	島袋 宗康君
西川きよし君	荒木 清寛君
福本 潤一君	松 あきら君
山下 栄一君	木村 仁君
加納 時男君	平野 貞夫君
田村 秀昭君	弘友 和夫君
魚住裕一郎君	山口那津男君
山本 保君	鶴保 庸介君
入澤 肇君	松岡満壽男君
山本 正和君	日笠 勝之君
森本 晃司君	風間 昶君
木庭健太郎君	月原 茂皓君
泉 信也君	田名部匡省君

渡辺 秀央君	統 訓弘君	日出 英輔君	森山 裕君
浜四津敏子君	白浜 一良君	森田 次夫君	岩城 光英君
鶴岡 洋君	草川 昭三君	田嶋 陽子君	野上浩太郎君
浜田卓二郎君	扇 千景君	段本 幸男君	伊達 忠一君
椎名 一保君	田村耕太郎君	柏村 武昭君	椎名 素夫君
阿南 一成君	佐藤 昭郎君	山内 俊夫君	世耕 弘成君
岸 宏一君	吉田 博美君	加治屋義人君	小泉 顕雄君
森元 恒雄君	松山 政司君	小齊平敏文君	小林 温君
舛添 要一君	藤井 基之君	脇 雅史君	山下 善彦君
福島啓史郎君	森下 博之君	中川 義雄君	国井 正幸君
中島 啓雄君	愛知 治郎君	常田 享詳君	田村 公平君
有村 治子君	大仁田 厚君	田浦 直君	鈴木 政二君
斉藤 滋宣君	有馬 朗人君	亀井 郁夫君	林 芳正君
市川 一朗君	山崎 力君	谷川 秀善君	橋本 聖子君
大野つや子君	仲道 俊哉君	中原 爽君	保坂 三蔵君
山下 英利君	荒井 正吾君	松村 龍二君	西田 吉宏君
岩永 浩美君	岩井 國臣君	野間 越君	清水 達雄君
景山俊太郎君	金田 勝年君	佐藤 泰三君	狩野 安君
中島 真人君	北岡 秀一君	服部三男雄君	魚住 汎英君
阿部 正俊君	溝手 顕正君	河本 英典君	竹山 裕君
上野 公成君	加藤 紀文君	真鍋 賢二君	陣内 孝雄君
矢野 哲朗君	太田 豊秋君	山東 昭子君	松田 岩夫君
吉村剛太郎君	尾辻 秀久君	杓掛 哲男君	野沢 太三君
松谷蒼一郎君	山崎 正昭君	桜井 新君	上杉 光弘君
田中 直紀君	若林 正俊君	黒岩 宇洋君	岩本 司君
清水嘉与子君	関谷 勝嗣君	榛葉賀津也君	シムシマルテ君
大島 慶久君	宮崎 秀樹君	信田 邦雄君	大淵 絹子君
久世 公堯君	青木 幹雄君	中村 敦夫君	池口 修次君

平成十四年十一月十三日

参議院會議録第五号

議長の報告事項

若林 秀樹君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	後藤 博子君
近藤 剛君	木俣 佳丈君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君
谷 博之君	山本 一太君
藤井 俊男君	佐藤 雄平君
小川 敏夫君	小宮山洋子君
海野 徹君	郡司 彰君
櫻井 充君	三浦 一水君
佐藤 道夫君	今泉 昭君
伊藤 基隆君	朝日 俊弘君
平田 健二君	齋藤 勲君
谷林 正昭君	小野 清子君
柳田 稔君	藁科 満治君
堀 利和君	川橋 幸子君
峰崎 直樹君	江本 孟紀君
築瀬 進君	高藤 十朗君
勝木 健司君	広中和歌子君
山下八洲夫君	江田 五月君
北澤 俊美君	興石 東君
宮本 岳志君	井上 哲士君
又市 征治君	松井 孝治君
鈴木 寛君	紙 智子君
大門実紀史君	福島 瑞穂君
神本美恵子君	藤原 正司君
山根 隆治君	八田ひろ子君
小泉 親司君	大田 昌秀君
福山 哲郎君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	大沢 辰美君

井上 美代君	西山登紀子君
大脇 雅子君	小川 勝也君
本田 良一君	高嶋 良光君
林 紀子君	小池 晃君
池田 幹幸君	淵上 貞雄君
和田ひろ子君	円 より子君
山本 孝史君	小林 元君
畑野 君枝君	富樫 練三君
岩佐 恵美君	吉川 春子君
直嶋 正行君	角田 義一君
長谷川 清君	千葉 景子君
岡崎トミ子君	佐藤 泰介君
吉岡 吉典君	緒方 靖夫君
筆坂 秀世君	市田 忠義君

法務大臣	森山 眞弓君
財務大臣	塩川正十郎君
文部科学大臣	遠山 敦子君
厚生労働大臣	坂口 力君
国土交通大臣	扇 千景君
国務大臣 (男女共同参画担当大臣)	福田 康夫君

副大臣	
法務副大臣	増田 敏男君
文部科学副大臣	河村 建夫君
厚生労働大臣政務官	森田 次夫君

議長の報告事項

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員	若林 秀樹君	補欠	櫻井 充君
経済産業委員	櫻井 充君	補欠	若林 秀樹君
国家基本政策委員	小齊平敏文君	補欠	有村 治子君
行政監視委員	西銘順志郎君	補欠	近藤 剛君
議院運営委員	有村 治子君	補欠	小齊平敏文君
辞任	近藤 剛君	補欠	西銘順志郎君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任	西銘順志郎君	補欠	山崎 力君
----	--------	----	-------

同日本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員野沢太三君、同江田五月君及び同予備員魚住裕一郎君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨本院事務総長から裁判官弾劾裁判所裁判長及び

衆議院事務総長に通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

同 予備員	第二順位 加藤 修一君
同日本院は、裁判官訴追委員加藤紀文君、同小川敏夫君及び同予備員島袋宗康君の辞任を許可し、その補欠として次のとおり選挙した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。	
裁判官訴追委員	谷川 秀善君
同 予備員	山下八洲夫君
同日本院は、檢察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。	
檢察官適格審査会委員	第四順位 西川きよし君
同 予備委員	参議院議員 尾辻 秀久君
(尾辻秀久君の予備委員)	参議院議員 山下 英利君
同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。	
参議院議員	久世 公義君
同日本院は、国土開発幹線自動車道建設会議委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。	

参議院議員 尾辻 秀久君

同 松谷 蒼一郎君

同日議長は、国土審議会特別委員に次のとおり本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

(首都圏整備分科会)

今泉 昭君

(東北地方開発分科会)

阿部 正俊君

(九州地方開発分科会)

仲道 俊哉君

岩本 司君

(北陸地方開発分科会)

野上 浩太郎君

(中国地方開発分科会)

江本 孟紀君

(豪雪地帯対策分科会)

斉藤 滋宣君

松田 岩夫君

(離島振興対策分科会)

浜四津 敏子君

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

第三 熊代 昭彦君 (小坂憲次君の補欠)

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院

は裁判官訴追委員予備員を左記のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとり決定した旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴追委員予備員

第二 佐藤 剛男君 (山本有二君の補欠)

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

南野知恵子君

椎名 一保君

文教科学委員

辞任

補欠

椎名 一保君

北岡 秀二君

厚生労働委員

辞任

補欠

北岡 秀二君

南野知恵子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

補欠

藤原 正司君

山根 隆治君

田村 秀昭君

広野ただし君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

環境委員会

理事 大島 慶久君 (大野つや子君の補欠)

理事 山下 英利君 (佐藤昭郎君の補欠)

理事 小川 勝也君 (福山哲郎君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

警備法案の一部を改正する法律案 第五百五十四

回国会閣法第三五号、衆議院継続審査

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

構造改革特別区域法案(閣法第六九号)

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

独立行政法人原子力安全基盤機構法案(閣法第七一号)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

辻 泰弘君

朝日 俊弘君

厚生労働委員

辞任

補欠

朝日 俊弘君

辻 泰弘君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

補欠

山根 隆治君

藤原 正司君

葉科 満治君

奥石 東君

広野ただし君

田村 秀昭君

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

同日調査会において選任した理事は次のとおりである。

国際問題に関する調査会

理事 加納 時男君 (山崎力君の補欠)

理事 今泉 昭君 (葉科満治君の補欠)

理事 広野ただし君 (田村秀昭君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

国会法の一部を改正する法律案(高橋紀世子君発議)(参第三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ゴルフ場の化学物質汚染に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一号)

自衛隊員とジュネーブ条約上の捕虜との関係に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第二号)

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

朝日 俊弘君

辻 泰弘君

八田ひろ子君

市田 忠義君

財政金融委員

辞任

補欠

櫻井 充君

谷 博之君

厚生労働委員

辞任

補欠

谷 博之君

櫻井 充君

辻 泰弘君

朝日 俊弘君

農林水産委員

辞任

補欠

市田 忠義君

八田ひろ子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際問題に関する調査会委員

辞任

補欠

山崎 力君 西銘順志郎君
奥石 東君 藁科 満治君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

(閣法第六七号)

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案第百五十四回国会衆議院第三号審査報告書

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

市田 忠義君 八田ひろ子君

財政金融委員

辞任

補欠

谷 博之君 櫻井 充君

厚生労働委員

辞任

補欠

櫻井 充君 谷 博之君

農林水産委員

辞任

補欠

八田ひろ子君 市田 忠義君

予算委員

辞任

補欠

藤原 正司君 岩本 司君

若林 秀樹君 鈴木 寛君

行政監視委員

辞任

補欠

岩本 司君 藤原 正司君
小川 勝也君 今泉 昭君
鈴木 寛君 若林 秀樹君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

補欠

神本美恵子君 鈴木 寛君

共生社会に関する調査会委員

辞任

補欠

鈴木 寛君 神本美恵子君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五

日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆

議院に送付した。

国会法の一部を改正する法律案(高橋紀世子君

発議)

一昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任

補欠

海野 徹君 福山 哲郎君

環境委員

辞任

補欠

福山 哲郎君 海野 徹君

予算委員

辞任

補欠

岩本 司君 藤原 正司君
鈴木 寛君 若林 秀樹君

行政監視委員

辞任

補欠

今泉 昭君 小川 勝也君
藤原 正司君 岩本 司君
若林 秀樹君 鈴木 寛君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

脇 雅史君 野間 昶君

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

補欠

鈴木 寛君 神本美恵子君

共生社会に関する調査会委員

辞任

補欠

神本美恵子君 鈴木 寛君

同日委員会及び調査会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 北岡 秀三君(岸宏一君の補欠)

理事 高嶋 良充君(小川敏夫君の補欠)

理事 統 訓弘君(清水達雄君の補欠)

共生社会に関する調査会

理事 橋本 聖子君(田浦直君の補欠)

理事 山本 香苗君(風間昶君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

警備法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会閣法第三五号)

内閣委員会に付託

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五

日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

総務委員会に付託

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)

外交防衛委員会に付託

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のため

の中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)

経済産業委員会に付託

昨十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任

補欠

福山 哲郎君

海野 徹君

環境委員

辞任

補欠

海野 徹君

福山 哲郎君

決算委員

辞任

補欠

山下 栄一君

加藤 修一君

議院運営委員

辞任

補欠

加藤 修一君

山下 栄一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

野間 赳君

脇 雅史君

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

補欠

大淵 絹子君

淵上 貞雄君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

古物営業法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会閣法第六八号、衆議院継続審査)

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案(第百五十四回国会閣法第六八号、衆議院継続審査)

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(閣法第二号)

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 九州南西海域不審船事案に係る実情調査

一、派遣委員

藤井 俊男 山下八洲夫

森本 晃司 大江 康弘

木村 仁 野上浩太郎

池口 修次 富樫 練三

淵上 貞雄

一、派遣地 鹿児島県

一、期間 十一月十四日 一日間

一、費用 概算六九一、五九〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十四年十一月十二日

国土交通委員長 藤井 俊男

参議院議長 倉田 寛之殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

歯科医師の警察協力医制度に関する質問主意書(小川敏夫君提出)(第三号)

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要がある、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員櫻井充君提出ゴルフ場の化学物質汚染に関する質問(第一号)(答弁することができ期限 十二月二日)

参議院議員櫻井充君提出自衛隊員とジュネーブ条約上の捕虜との関係に関する質問(第二号)(同 十二月九日)

審査報告書

社会保険労務士法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十四年十一月七日

厚生労働委員長 金田 勝年

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化にかんがみ、国民の利便性の向上等に資するため、社会保険労務士法人制度を創設

するとともに、社会保険労務士の業務及び社会保険労務士会等の会則に関する規定の見直し等を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案 右の本院提出案をここに送付する。

平成十四年七月十八日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

社会保険労務士法の一部を改正する法律 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十三条の二」に、「第四章の二 社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会(第二十五条の六―第二十五条の二十八)」を「第四章の二 社会保険労務士法人(第二十五条の六―第二十五条の二十五)」及び「全国社会保険労務士会連合会(第二十五条の二十六―第二十五条の四十九)」に、「第三十五条」を「第三十七条」に改める。

第二条第一項第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第六条第

一項の紛争調整委員会における同法第五条第一項のあつせんについて、紛争の当事者を代理すること(以下「あつせん代理」という。)

第八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 削除

第八条第五号中「五年」を「三年」に改め、同条第七号中「社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人(第二十五条の六に規定する社会保険労務士法人をいう。次章から第四章までにおいて同じ。)」を、「弁護士」の下に「若しくは弁護士法人」を加え、「五年」を「三年」に改め、同条第八号中「もつぱら」を「専ら」に、「五年」を「三年」に改め、同条第九号中「五年」を「三年」に改める。

第十四条中「第四章の二」を「第四章の三」に改める。

第十四条の二第二項中「社会保険労務士は、事務所を、社会保険労務士(社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。)は、事務所(社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所)に改め、同条第三項中「事業所に」を「事業所(社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。)」に改める。

第十四条の六第一項中「一」を「いずれかに」に、「第二十五条の十七」を「第二十五条の三十七」に改める。

第十四条の九第一項を次のように改める。

平成十四年十一月十三日 参議院会議録第五号

連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条の三十七に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

一 登録を受ける資格に関する重要事項について、告知せず又は不実の告知を行つて当該登録を受けたことが判明したとき。

二 第十四条の七第二号に規定する者に該当するに至つたとき。

三 二年以上継続して所在が不明であるとき。

第十四条の九第二項中「前項」を「前項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなつたことにより同項」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を加え、同条第三項中「社会保険労務士は、」を「社会保険労務士又は社会保険労務士法人が」に改め、「付記をしたときは」の下に、「当該添付又は付記に係る社会保険労務士は」を加える。

第十八条中「社会保険労務士(」の下に「社会保険労務士法人の社員を除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 社会保険労務士法人の社員は、第二条に規定する事務を業として行うための事務所を設けてはならない。

第二十條中「依頼」の下に「(あつせん代理に関するものを除く。)」を加える。

第二十一条及び第二十二条を次のように改める。

(秘密を守る義務)

第二十一条 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員は、正当な理由がなくて、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員でなくなつた後においても、また同様とする。

(業務を行ない得ない事件)

第二十二條 社会保険労務士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱つた事件

五 社員又は使用人である社会保険労務士として社会保険労務士法人の業務に従事していた期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

六 社員又は使用人である社会保険労務士とし

て社会保険労務士法人の業務に従事していた期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの

第三章中第二十三条の次に次の一条を加える。

(非社会保険労務士との提携の禁止)

第二十三條の二 社会保険労務士は、第二十六條又は第二十七條の規定に違反する者から事件のあつせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

第二十四條第一項中、「開業社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を、「当該開業社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人」を加える。

第二十五條第二号中「開業社会保険労務士」の下に「若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士」を加える。

第二十五條の二第一項中「若しくは事務代理」を「事務代理若しくはあつせん代理」に改め、「開業社会保険労務士」の下に「若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士」を加え、同条第二項中「開業社会保険労務士」の下に「若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士」を加える。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

第二十五条の三の次に次の一条を加える。 (懲戒事由の通知等) 第二十五条の三の二 社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。	第二十五条の二十七を第二十五条の四十七とし、同条の次に次の一条を加える。 (貸借対照表等) 第二十五条の四十八 連合会は、毎事業年度、総会の決議を経た後、遅滞なく、貸借対照表及び収支計算書を官報に公告し、かつ、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び附属明細書並びに会則で定める事業報告書及び監事の意見書を、事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。	一項第一号を「第二十五条の二十七第一項第一号」に、「から第五号の二まで、第六号及び第七号を、」第四号及び第五号から第七号までに改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第二十五条の三十五とする。	の事務所の新所在地においてその旨を登記した時に、当然、当該事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員となる。
2 何人も、社会保険労務士について、前二条に規定する行為又は事実があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。 第二十五条の四第一項及び第二項中「前二条を」第二十五条の二又は第二十五条の三に改め、同条の次に次の一条を加える。 (登録抹消の制限) 第二十五条の四の二 連合会は、社会保険労務士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第十四条の十第一項第一号の規定による当該社会保険労務士の登録の抹消をすることができない。 第二十五条の五の見出し中「懲戒処分」の下に「通知及び」を加え、同条中「その旨を」の下に「その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知するとともに、」を加える。 第四章の二中第二十五条の二十八を第二十五条の四十九とする。	第二十五条の二十六を第二十五条の四十六とし、第二十五条の二十二から第二十五条の二十五までを二十条ずつ繰り下げる。 第二十五条の二十一第四項中「第二十五条の二十三第一項を」第二十五条の四十三第一項に改め、同条を第二十五条の四十一とし、第二十五条の二十を第二十五条の四十とする。 第二十五条の十九を削る。 第二十五条の十八を第二十五条の三十八とし、同条の次に次の一条を加える。 (社会保険労務士会に関する規定の準用) 第二十五条の三十九 第二十五条の二十六第三項及び第四項、第二十五条の二十七第二項、第二十五条の三十一並びに第二十五条の三十二の規定は、連合会に準用する。 第二十五条の十七を第二十五条の三十七とし、第二十五条の十六を第二十五条の三十六とする。 第二十五条の十五第一号中「第二十五条の七第	第二十五条の十二中「所属の社会保険労務士」及び「当該社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を加え、同条を第二十五条の三十三とし、第二十五条の九から第二十五条の十一までを二十一条ずつ繰り下げる。 第二十五条の八第三項中「二」を「いずれかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。 3 社会保険労務士法人は、その成立の時に、当然、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会の会員となる。 4 社会保険労務士法人は、社会保険労務士法人の主たる事務所の所在地の社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に事務所を設け、又は社会保険労務士法人の各事務所を各所属社会保険労務士会以外の社会保険労務士会が設立されている都道府県の区域に移転したときは、社会保険労務士法人	7 社会保険労務士法人は、解散した時に、当然、所属社会保険労務士会を退会する。 第二十五条の八を第二十五条の二十九とする。 第二十五条の七第一項第二号の次に次の一号を加える。 二の二 会員の種別及びその権利義務に関する規定 第二十五条の七第一項第四号の次に次の一号を加える。 四の二 支部に関する規定 第二十五条の七第一項第五号中「社会保険労務士」を「会員」に改め、同項第五号の三を削り、同条を第二十五条の二十七とし、同条の次に次の一条を加える。 (支部) 第二十五条の二十八 社会保険労務士会は、その目的を達成するため必要があるときは、支部を

設けることができる。

第二十五条の六第二項中「社会保険労務士の」を「会員の」に改め、同条第四項中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同条を第二十五条の二十六とする。

第四章の二を第四章の三とし、第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 社会保険労務士法人

(設立)

第二十五条の六 社会保険労務士は、この章の定めるところにより、社会保険労務士法人(第二十一条に規定する業務を組織的に行うことを目的として、社会保険労務士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。(名称)

第二十五条の七 社会保険労務士法人は、その名称中に社会保険労務士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第二十五条の八 社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならない。

2 次に掲げる者は、社員となることができな

い。
一 第二十五条の二又は第二十五条の三の規定により社会保険労務士の業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者
二 第二十五条の二十四第一項の規定により社会保険労務士法人が解散又は業務の停止を命

ぜられた場合において、その処分の日以前三十日以内にその社員であつた者でその処分の日から三年(業務の停止を命ぜられた場合にあっては、当該業務の停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第二十五条の九 社会保険労務士法人は、第二条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、同条に規定する業務に準ずるものとして厚生労働省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。

(登記)

第二十五条の十 社会保険労務士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない

い。
2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(設立の手續)

第二十五条の十一 社会保険労務士法人を設立するには、その社員になろうとする社会保険労務士が、共同して定款を定めなければならない。

2 商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百六十七条の規定は、社会保険労務士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員の氏名及び住所

五 社員の出資に関する事項

六 業務の執行に関する事項

(成立の時期)

第二十五条の十二 社会保険労務士法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出等)

第二十五条の十三 社会保険労務士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会(以下「主たる事務所の所在地の社会保険労務士会」という。)を経由して、連合会に届け出なければならない。

2 連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険労務士法人の名簿を作成し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

(定款の変更)

第二十五条の十四 社会保険労務士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(業務を執行する権限)

第二十五条の十五 社会保険労務士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(社員の常駐)

第二十五条の十六 社会保険労務士法人の事務所には、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員である社員を常駐させなければならない。

(特定の事件についての業務の制限)

第二十五条の十七 社会保険労務士法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行つてはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの

三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

四 第二十二号各号に掲げる事件として社員の半数以上の者が業務を行つてはならないこととされる事件

(社員の競業の禁止)

第二十五条の十八 社会保険労務士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその社会保険

労務士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の社会保険労務士法人の社員となつてはならない。

(業務の執行方法)

第二十五条の十九 社会保険労務士法人は、社会保険労務士でない者に第二十一条第一号から第二号までに掲げる事務を行わせてはならない。

(社会保険労務士の義務等に関する規定の準用)

第二十五条の二十 第一条の二、第十五条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十三条の二、第二十五条の三十及び第二十五条の三十六の規定は、社会保険労務士法人について準用する。

(法定脱退)

第二十五条の二十一 社会保険労務士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 社会保険労務士の登録の抹消
- 二 定款に定める理由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 除名

(解散)

第二十五条の二十二 社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一 定款に定める理由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 他の社会保険労務士法人との合併
- 四 破産

五 解散を命じる裁判

六 第二十五条の二十四第一項の規定による解散の命令

2 社会保険労務士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

3 社会保険労務士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(合併)

第二十五条の二十三 社会保険労務士法人は、総社員の同意があるときは、他の社会保険労務士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する社会保険労務士法人又は合併によつて設立した社会保険労務士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

3 社会保険労務士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本(合併によつて設立した社会保険労務士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し)を添えて、その旨を、主たる事務所の所在地の社会保険労務士会を経由して、連合会に届け出なければならない。

(違法行為等についての処分)

第二十五条の二十四 厚生労働大臣は、社会保険労務士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その社会保険労務士法人に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

2 第二十五条の三の二、第二十五条の四及び第二十五条の五の規定は、前項の処分について準用する。

3 第一項の規定による処分の手続に付された社会保険労務士法人は、清算が終了した後ににおいても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

4 第一項の規定は、同項の規定により社会保険労務士法人を処分する場合において、当該社会保険労務士法人の社員又は使用人である社会保険労務士(以下この項において「社員等」という。)につき第二十五条の二又は第二十五条の三に該当する事実があるときは、その社員等である社会保険労務士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(民法の準用等)

第二十五条の二十五 民法明治二十九年法律第八十九号(第五十条、第五十五条及び第八十一条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法

(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第二百二十六条第一項、第二百三十四条から第二百三十五条ノ五まで、第二百三十五条ノ八、第二百三十六条ノ二、第二百三十七条、第二百三十八条及び第二百三十八条ノ三の規定は、社会保険労務士法人について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「全国社会保険労務士会連合会」と読み替へるものとする。

2 商法第三十二条、第三十三条及び第三十四条から第三十六条までの規定は社会保険労務士法人の帳簿その他の書類について、同法第五十八条及び第五十九条の規定は社会保険労務士法人の解散について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十三条第三項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ハ」と、同法第四項中「貸借対照表が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「貸借対照表ニハ」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替へるものとする。

3 商法第六十八条、第六十九条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第二項及び第三項並びに第七十五条の規定は、社会保険労務士法人の内部の関係について準用する。この場合において、同法第七十四条第二項中「前項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替へるものとする。

4 商法第七十六条から第八十三条までの規定は、社会保険労務士法人の外部の関係について準用する。	8 破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百七条の規定の適用については、社会保険労務士法人は、合名会社とみなす。	第三十三条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十九条の下に」(「第二十五条の二十において準用する場合を含む。」)を加え、同条第二号中「第二十条の下に」(「第二十五条の二十において準用する場合を含む。」)を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第二十六条第一項又は第二項」を「第二十六条」に改め、同条を同条第三号とする。	は清算人又は社会保険労務士会若しくは連合会の役員は、三十万円以下の過料に処する。 一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。 二 第二十五条の二十五第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産の宣告の請求を怠つたとき。 三 定款又は第二十五条の二十五第二項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。 四 第二十五条の二十五第六項において準用する商法第百条第一項又は第三項(同法第百七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して合併し、又は財産を処分したとき。 五 第二十五条の二十五第七項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。 別表第二十号の十八の次に次の二号を加える。 二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号) 二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
5 商法第八十四条、第八十六条第一項及び第二項(除名及び代表権の喪失に関する部分に限る。)並びに第八十七条から第九十三条までの規定は、社会保険労務士法人の社員の脱退について準用する。この場合において、同法第八十六条第一項第二号中「第七十四条第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十八」と読み替えるものとする。	2 社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。 第二十七条中「社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を加える。 第二十七条の二中「開業社会保険労務士」の下に「又は社会保険労務士法人」を加える。 第三十二条中「第十五条」の下に「(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)」を加え、「五十万円」を「百万円」に改める。 第三十二条の二第二項中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「第二十一条」を「第二十一条」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十五条の二十二第一項」を「第二十五条の四十二第一項」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号中「又は第二十五条の三」を「若しくは第二十五条の三又は第二十五条の二十四第二項」に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 三 第二十三条の二(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者	第三十三條中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十九条の下に」(「第二十五条の二十において準用する場合を含む。」)を加え、同条第二号中「第二十条の下に」(「第二十五条の二十において準用する場合を含む。」)を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第二十六条第一項又は第二項」を「第二十六条」に改め、同条を同条第三号とする。 第三十五条中「第三十二条の二第一項第五号、第三十三条第三号若しくは第四号又は前条」を「第三十二条、第三十二条の二第一項第三号、第四号(第二十五条の二十四第一項に係る部分に限る。)」若しくは第六号又は第三十三條から前条までに改め、同条を第三十六條とする。 第三十四条中「第二十五条の二十八第一項」を「第二十五条の四十九第一項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第三十五条とする。 第三十三条の次に次の一条を加える。 第三十四条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 本則に次の一条を加える。 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会保険労務士法人の社員若しくは	五 第二十五条の二十五第七項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。 別表第二十号の十八の次に次の二号を加える。 二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号) 二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
6 商法第百条、第百三条から第百六条まで及び第百九条から第百十一条までの規定は、社会保険労務士法人の合併について準用する。	第三十二條中「第十五条」の下に「(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)」を加え、「五十万円」を「百万円」に改める。 第三十二條の二第二項中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「第二十一条」を「第二十一条」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十五条の二十二第一項」を「第二十五条の四十二第一項」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号中「又は第二十五条の三」を「若しくは第二十五条の三又は第二十五条の二十四第二項」に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 三 第二十三条の二(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者	第三十三條中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十九条の下に」(「第二十五条の二十において準用する場合を含む。」)を加え、同条第二号中「第二十条の下に」(「第二十五条の二十において準用する場合を含む。」)を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第二十六条第一項又は第二項」を「第二十六条」に改め、同条を同条第三号とする。 第三十五条中「第三十二条の二第一項第五号、第三十三条第三号若しくは第四号又は前条」を「第三十二条、第三十二条の二第一項第三号、第四号(第二十五条の二十四第一項に係る部分に限る。)」若しくは第六号又は第三十三條から前条までに改め、同条を第三十六條とする。 第三十四条中「第二十五条の二十八第一項」を「第二十五条の四十九第一項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第三十五条とする。 第三十三条の次に次の一条を加える。 第三十四条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 本則に次の一条を加える。 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会保険労務士法人の社員若しくは	五 第二十五条の二十五第七項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。 別表第二十号の十八の次に次の二号を加える。 二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号) 二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
7 商法第百十六條から第百十九條まで、第百二十條から第百二十二條まで、第百二十四條第一項及び第二項、第百二十五條、第百二十六條、第百二十八條から第百三十三條まで(第百三十三條第二項及び第三項を除く。)、第百三十四條ノ二から第百三十六條まで、第百三十八條並びに第百四十三條から第百四十五條までの規定は、社会保険労務士法人の清算について準用する。	第三十二條中「第十五条」の下に「(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)」を加え、「五十万円」を「百万円」に改める。 第三十二條の二第二項中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同項第二号中「第二十一条」を「第二十一条」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十五条の二十二第一項」を「第二十五条の四十二第一項」に改め、同条を同項第五号とし、同項第三号中「又は第二十五条の三」を「若しくは第二十五条の三又は第二十五条の二十四第二項」に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 三 第二十三条の二(第二十五条の二十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者	第三十三條中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第十九条の下に」(「第二十五条の二十において準用する場合を含む。」)を加え、同条第二号中「第二十条の下に」(「第二十五条の二十において準用する場合を含む。」)を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第二十六条第一項又は第二項」を「第二十六条」に改め、同条を同条第三号とする。 第三十五条中「第三十二条の二第一項第五号、第三十三条第三号若しくは第四号又は前条」を「第三十二条、第三十二条の二第一項第三号、第四号(第二十五条の二十四第一項に係る部分に限る。)」若しくは第六号又は第三十三條から前条までに改め、同条を第三十六條とする。 第三十四条中「第二十五条の二十八第一項」を「第二十五条の四十九第一項」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第三十五条とする。 第三十三条の次に次の一条を加える。 第三十四条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 本則に次の一条を加える。 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、社会保険労務士法人の社員若しくは	五 第二十五条の二十五第七項において準用する商法第百三十一条の規定に違反して財産を分配したとき。 別表第二十号の十八の次に次の二号を加える。 二十の十九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号) 二十の二十 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

別表第一第三十三号中「昭和三十七年法律第六十号」を削る。

別表第二第一号中「第二十号の十八」を「第二十号の二十」に改め、同表第二号から第四号まで及び第六号から第八号までの規定中「社会保険労務士」の下に「若しくは社会保険労務士法人」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十五条の七第一項第五号の三を削る改正規定、第二十五条の十五第一号の改正規定（から第五号の二まで、第六号及び第七号を）、第四号及び第五号から第七号まで」に改める部分に限る。）、同条第四号を削る改正規定、同条第五号を同条第四号とする改正規定及び同条第六号を同条第五号とする改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の社会保険労務士法第二十五条の四十八の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 社会保険労務士法の一部を改正する法律

（平成五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第二十五条の八第一項」を「第二十五条の二十九第一項」に改める。

（石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五条 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六」を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

（経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第六条 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項中「第二十五条の十二、第二十五条の十三、第二十五条の十八及び第二十五条の二十六」を「第二十五条の三十三、第二十五条の三十八及び第二十五条の四十六」に改める。

投票者氏名

日程第一 社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第百五十四回国会衆議院提出）

賛成者氏名

二二五名

阿南 一成君	阿部 正俊君	鈴木 一保君	陣内 孝雄君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	関谷 勝嗣君	世耕 弘成君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	田中 直紀君	田浦 直君
有村 治子君	泉 信也君	田村 耕太郎君	田村 公平君
入澤 肇君	岩井 國臣君	竹山 裕君	伊達 忠一君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	段本 幸男君	谷川 秀善君
上野 公成君	魚住 汎英君	常田 享詳君	月原 茂皓君
小野 清子君	尾辻 秀久君	中川 義雄君	鶴保 庸介君
大島 慶久君	大仁田 厚君	中島 眞人君	中島 啓雄君
大野つや子君	加治屋義人君	仲道 俊哉君	西田 吉宏君
加藤 紀文君	加納 時男君	野上浩太郎君	野沢 太三君
狩野 安君	景山俊太郎君	野間 越君	橋本 聖子君
柏村 武昭君	金田 勝年君	服部三男雄君	林 芳正君
亀井 郁夫君	河本 英典君	福島啓史郎君	藤井 基之君
木村 仁君	岸 宏一君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
北岡 秀二君	久世 公義君	舩添 要一君	松谷蒼一郎君
斎掛 哲男君	国井 正幸君	松田 岩夫君	松村 龍二君
小泉 顕雄君	小斉平敏文君	松山 政司君	溝手 顕正君
小林 温君	後藤 博子君	宮崎 秀樹君	森田 次夫君
近藤 剛君	佐々木知子君	森元 恒雄君	森山 裕君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	山崎 正昭君	山崎 力君
斎藤 滋宣君	斎藤 十朗君	山下 善彦君	山下 英利君
桜井 新君	山東 昭子君	吉田 博美君	山本 一太君
清水嘉与子君	清水 達雄君	脇 雅史君	若林 正俊君
		朝日 俊弘君	浅尾慶一郎君
		池口 修次君	伊藤 基隆君
			今泉 昭君

平成十四年十一月十三日 参議院會議録第五号 投票者氏名

岩本 司君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	神本美恵子君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勲君	櫻井 充君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君
千葉 景子君	ツルマルティ君
辻 泰弘君	角田 義一君
内藤 正光君	直嶋 正行君
信田 邦雄君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	藤原 正司君
堀 利和君	本田 良一君
松井 孝治君	円 より子君
峰崎 直樹君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
山根 隆治君	山本 孝史君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君

加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
井上 哲士君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
大門実紀史君	富樫 練三君
西山登紀子君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
大江 康弘君	島袋 宗康君
田名部匡省君	田村 秀昭君
高橋紀世子君	西川きよし君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	松岡満壽男君
森 ゆうこ君	山本 正和君
渡辺 秀央君	大脇 雅子君

十一月十二日議長において、左のとおり議席を
変更した。

(参照)

反対者氏名

○名

大田 昌秀君	淵上 貞雄君
又市 征治君	大淵 絹子君
黒岩 宇洋君	椎名 素夫君
田嶋 陽子君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	
一〇七	田嶋 陽子君
一五四	黒岩 宇洋君
一五九	大淵 絹子君
一六〇	中村 敦夫君
二三六	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 二東区港虎ノ門二丁目 番四号 東京省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 〇〇五円 送料別